

長野県子どもを性被害から守るための条例に係る 子ども支援委員会における検証状況

平成 29 年 11 月 16 日
次世代サポート課

1 子ども支援委員会における検証案件

平成 29 年 3 月 22 日から 11 月 8 日までに開催された合計 5 回の子ども支援委員会において、県警察本部から情報提供のあった下記 6 件の案件について検証を実施。

深夜外出制限違反（条例第 18 条第 2 項）	2 件
威迫等に該当しない性行為等（本県の条例上罰則なし：第 2 類型※）	4 件
合 計	6 件

※青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為

- (1) 行為者（大人）：県内 4 人、県外 2 人
- (2) 被害者（子ども）
 - ・男子 1 人、女子 2 人
 - ・13 歳～15 歳未満：3 人、15 歳～18 歳未満：3 人
- (3) 行為者と知り合ったきっかけ
 - インターネットを介して知り合った：6 件

2 案件に対する委員意見と充実すべき対応等

課 題	案件に対する委員からの 主な意見	充実すべき対応等
相談体制 の充実	<p>事案直後は、本人・家族ともに、「被害感情」よりも、「これ以上、事案に触れないでほしい」「世間を騒がせた」などの意識が強く働くため、多くの場合、「ケアを望んでいない」という形になるのではないか。</p> <p>現時点でカウンセリングやケアを必要としていなくとも、将来、今回の事案が精神的な障害となり、ケアが必要になることもある（何年か後に、恋人ができた時など）</p> <p>今は関わってほしくないかもしれないが、後になって相談したくなった時に相談できる機関などをペーパーで渡してほしい。</p>	<p>① 後になって相談しなくなった時に、相談ができる機関（長野県性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）、児童相談所、スクール・カウンセラーなど）があることを、警察から被害児童及び保護者にペーパーで渡して周知</p> <p>② 児童及び保護者の同意の上で、県警から相談機関へのケアの円滑な引き継ぎ方法を検討</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>«H29.11.8 の委員意見»</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校で把握や対応ができない不登校や引きこもりの子どもに対して、きめ細かな支援をお願いしたい。 </div>

	<p>男性が亡くなってしまったということでマスコミにかなり大きく取り扱われた。被害を受けた子どもは大きな罪悪感を抱いているのではないかと。後々のこともあるので、何かあればいつでも相談に乗るといったことが必要。</p>	
<p>子どもの人権への配慮、報道への対応</p>	<p>条例の趣旨である、「大人の責任」として「大人が子どもを性被害から守る」「子どもの人権を守る」という視点が重要である。 事案が表面化したことにより、「子どもの人権が守られない」ことがあってはならない（事案により、子どもが家庭内で居場所を失う（居づらくなる）など）</p> <p>報道だとか立件されることによって子どもが受ける二次的被害についても、予防していかなければならない。</p> <p>世間の風潮が子どもから誘ったのではないかとなくなると、被害を訴えられなくなる子どもが出てきてしまうのが心配。</p>	<p>① 報道発表、報道対応について、今回の案件を踏まえた見直しや改善</p> <p>② 女性警察官や司法面接の研修を受けた警察官による聴取</p> <p>③ 聴取時に必要に応じて保護者やカウンセラー等の同席を検討</p>
<p>被害児童の性に関する意識の希薄さ</p>	<p>被害意識がある子どもへはケアが必要だが、被害意識がなく（乏しく）、安易な性行動を起こす（性行為の意味又はリスクを正しく認識していない）子どもに関しては教育・指導が必要。</p>	<p>① インターネットやスマートフォンの適正利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への情報モラル教育の充実 ・保護者や低年齢児への普及啓発の推進 ・事業者と一体となったフィルタリングの利用向上に向けた取組の推進 ・普及啓発を進める上で、専門的な知識を持った人材の養成 ・教師に対する研修の充実 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「H29.11.8の委員意見」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットなどで知らない人とつながって性行為にすんなりとして行ってしまうという感覚が危険。その危険性を知らせる教育は大事。これという特効薬はないと思うので、考え得ることをやっていく。 </div> <p>② 性教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への性教育の充実（保護者も含めて） ・ひまわりこ保健室（元養護教諭等が開設している子どもが身近に性や心身

		<p>のことについて相談ができる「まちの保健室」) の取組の拡充、周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師に対する研修の充実 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「H29.11.8 の委員意見」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「あなたが大事だよ」ということを家庭の中でしっかり伝えていくべき。それが伝わっている子どもは、軽はずみな行動はしない。私はそんなことをされていい人間ではないというふうに拒否ができるはず。 ● 子どもが嫌なことは嫌という力をつけてもらいたい。CAP プログラムを幼児期から生かしてもらえようようなことを考えてほしい。 ● 性教育は、抽象的なものでなく、妊娠や性感染症、お互いを傷つけることもあることなど、子どもたちに整理して伝えるべき。 ● 性教育のあり方は、ただセックスがどうだとか妊娠がどうだとかではなくて、命であったり、自分自身であったり、色々なものを大事にしていくということを教育することが大事。 ● 「命が大事」のみを教えるのではなく、その大事な命をどう育ていくかというライフデザインを併せて教えていく。 ● 性に興味があることと、現実はどう実行するかは別。自分はそれをやっていいのかという教育が、性教育の中に盛り込まれて行くことが必要。 ● 性に対する興味がるのは 当然だが、その興味のままに行動して失敗して後悔することがないように教育をする。後悔だけでなく、もっと深刻な問題になり得ることや、自分が傷つんだということを事前に教えることが必要。 </div>
被害直後の対応	性行為を受けた子どもは、妊娠検査や HIV 検査をきちんと受けているのか。	警察や相談機関において、性被害を受けた子ども、その保護者に対する説明の徹底

<p>子どもの孤立の防止</p>	<p>適切な大人が関わることができ る子どもの居場所をもっと考えてい かなければならない。</p> <p>もしかしたら、保護者には言え ないことがあって、知らない人に行 ってしまったのではないか。</p>	<p>① 信州こどもカフェなど子どもの居場所づくり の充実、周知</p> <p>② 子どもたちにとって話しやすく、安心できる 相談相手の充実（チャイルドライン、LINE を使った相談体制など）</p> <p>③ 支援を要する児童や家庭を早期に察知 するための見守り人材やゲートキーパーの 確保、支援機関の連携体制の構築</p>
<p>保護者に対する支援等</p>	<p>困っている保護者に対する就 労支援が特に大切。県では就労 支援員を配置しているが、支援が 本当に必要な人が就労支援のこ とを知らず、支援が行き届いてい ない場合がある。</p>	<p>① 就労支援が必要な方へのきめ細かな対 応、就労支援施策についての周知啓発の 強化</p> <p>② 上記③により、支援を要する度合いが高 い家庭への効果的な就労支援の実施</p> <div data-bbox="898 786 1433 936" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「H29.11.8の委員意見」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の意識の薄さは、子どもの意識の薄さよりも怖い。保護者に意識を持たせることが大事。 </div>